

○古河市防災士資格取得補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得に要する費用の一部を補助することについて、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この告示において「防災士研修機関」とは、日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者であって、かつ、防災士である者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内の自主防災組織に所属又は古河市住民自治組織設置規則（平成20年規則第30号）第2条に規定する自治会又は行政区（以下「自治会等」という。）に加入している世帯に属する者で、当該自主防災組織の代表者又は自治会等の長の推薦を受けたもの

(3) 市税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料の滞納のない者

2 前項の規定にかかわらず、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する者については、交付の対象としないものとする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料

(2) 防災士資格取得試験受験料

(3) 防災士認証登録料

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額の2分の1の額とする。
ただし、3万円を限度とする。

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1人につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、
防災士資格取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書
類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状又は防災士証の写し

(2) 第4条第1項各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度
の3月31日までとする。

(交付の決定及び支払)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにそ
の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、防災
士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申
請者に通知するものとし、交付の決定をした者については、速やかに補助
金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって
補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させ
るものとする。

(被補助者の責務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施
する防災に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条第1項関係)

防災士資格取得補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

古河市長 宛て

申請(請求)者 住所
氏名 ⑩
電話番号

古河市防災士資格取得補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え次のとおり申請(請求)します。

なお、古河市が次の金融機関の口座に補助金を振り込んだときは受領したものと認めます。

1 申請(請求)額		円
2 交付対象経費の額		円
3 資格取得年月日	年 月 日	
4 添付書類	(1) 防災士認証状又は防災士証の写し (2) 交付対象経費の支払を証する書類の写し (3) その他()	
5 振込先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

推薦書

年 月 日

古河市長 宛て

団体名
代表者 住所
氏名 ⑩

地域における防災力の向上の担い手として推薦します。

様式第2号（第7条第2項関係）

防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、古河市
防災士資格取得補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり決定し
たので通知します。

1 交付する。

交付決定額 円

交付方法 口座振込による

2 交付しない。

（理由）

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

様式第 2 号 (第 7 条第 2 項関係)